

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第155号
平成30年5月11日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

住宅宿泊事業法に基づく届出住宅からの暴力団排除の推進について（通達）

平成30年6月15日に施行される住宅宿泊事業法（以下「法」という。）に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業からの暴力団排除については、「住宅宿泊事業等からの暴力団排除の推進について」（平成30年3月8日付け警察庁丁暴発第72号）により推進しているところ、住宅宿泊事業の届出を行った住宅（以下「届出住宅」という。）からの暴力団排除対策を推進するため、観光庁は、住宅宿泊仲介業者が宿泊者と締結する住宅宿泊仲介業務に関する契約に係る「標準住宅宿泊仲介業約款」に暴力団排除条項を導入し、同年4月13日に公示したので、各都道府県警察においては、届出住宅からの暴力団排除がより一層推進されるよう、下記事項に配慮しつつ、その取組を支援されたい。

記

1 相談に対する迅速かつ適切な対応

暴力団排除条項に基づく排除措置の実施に関する相談に対しては、その内容に応じて対応要領を教示するとともに、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成25年12月19日付け警察庁丙組企分発第35号、丙組暴発第13号）に基づき、関係を遮断するために必要な暴力団情報の提供を実施するなど、迅速かつ適切に対応すること。

特に、暴力団員による不当要求等がなされた場合には、事件検挙はもとより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に基づく命令の積極的な活用を図ること。

2 関係機関との連携

暴力団の排除に当たっては、各都道府県暴力追放運動推進センター及び単位弁護士会民事介入暴力対策委員会等の関係機関との連携を強化するとともに、住宅宿泊事業者等に不当要求防止責任者の選任や講習の受講を勧めるなどし、暴力団に対する対応等に齟齬が生じることがないように配慮すること。

3 保護対策の徹底

各都道府県警察本部の暴力団対策を主管する課の長は、届出住宅の関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。